

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日南市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

・本市では、個人情報保護条例及び日南市情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
・システム利用時のID管理や操作履歴の保存等で、操作者権限等を厳密に管理している。
・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持や再委託の制限等を含め、個人情報を保護している。

評価実施機関名

宮崎県日南市長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>1. 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告等を実施する事務を行う。 具体的には、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>(1) 予防接種の実施 (2) 予防接種の記録 (3) 予防接種による健康被害の救済措置に関する事務 (4) その他上記に関連する業務</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>(1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 (2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3) 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	<p>(1) 健康かるて (2) MICJET番号連携サーバー (3) 中間サーバー (4) ワクチン接種記録システム(VRS)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表14、126の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表</p> <p>【情報提供の根拠】 25, 26, 153, 154の項</p> <p>【情報照会の根拠】 25, 27, 28, 29, 153の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	1 健康福祉部 健康増進課 2 健康福祉部 こども課
②所属長の役職名	1 健康増進課長 2 こども課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	1 健康福祉部 健康増進課 管理係 Tel 0987-31-1129 2 健康福祉部 こども課 こども健康係 Tel 0987-31-1131 3 健康福祉部 健康増進課 地域医療対策室 Tel 0987-31-1129 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1万人以上10万人未満] 令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウト徹底を呼びかけており、年2回リスクチェックリストによる確認を実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月7日	I 5. ①部署	1健康増進課 2こども課	1 健康福祉部 健康増進課 2 健康福祉部 こども課	事後	
平成30年9月7日	I 5. ②所属長の役職名	1課長 河田 真弓 2課長 黒岩 保雄	1 健康増進課長 2 こども課長	事後	
平成30年9月7日	I 7. 請求先	総務課総務係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1	総合政策部 総務・危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	事後	
平成30年9月7日	I 8. 連絡先	1健康増進課 健康推進係 Tel 0987-31-1129	1 健康福祉部 健康増進課 健康推進係 Tel 0987-31-1129	事後	
平成30年9月7日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年9月7日	II 2. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策		項目追加	事後	様式変更
令和2年12月15日	I 1. ②事務の概要	予防接種法に基づき、	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、	事前	
令和2年12月15日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事前	
令和2年12月15日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	
令和2年12月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月28日	II 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年6月23日	I 1. ②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、予防	1. 予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、予防	事後	
令和3年6月23日	I 1. ③システムの名称	(1)健康かるて (2)MICJET番号連携サーバー	(1)健康かるて (2)MICJET番号連携サーバー	事後	
令和3年6月23日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和3年6月23日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	1 健康福祉部 健康増進課 管理係 Tel 0987-31-1129	1 健康福祉部 健康増進課 管理係 Tel 0987-31-1129	事後	
令和3年6月23日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月23日	II 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	
令和3年8月12日	I 1. ②事務の概要	1. 予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、予防	1. 予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、予防	事後	
令和3年8月12日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年8月12日	II 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事前	
令和3年12月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部 総務・危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	総合政策部 総務・危機管理課 内部統制係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	事前	
令和3年12月15日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	特に力を入れている	事前	
令和4年10月20日	I 7. 請求先	総合政策部 総務・危機管理課 内部統制係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	事後	
令和4年10月20日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年3月21日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第1 10、93の2項、 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項別表14、126の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	
令和7年3月21日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、115の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【別表第二主務省令における情報提供の根拠】 第12条の2、第59条の2 【別表第二主務省令における情報照会の根拠】	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【情報提供の根拠】 25、26、153、154の項 【情報照会の根拠】 25、27、28、29、153の項	事後	
令和7年3月21日	II 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月21日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更
令和7年3月21日	IV リスク対策2. 3. 6. 7. 10	特に力を入れている	十分である	事後	